

三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 七 前各号に掲げる業務の推進に関する法律（平成二十一年法律第二百十一号）の規定に基づき、全国が登録の実施に関する事務を行う。

（国立循環器病研究センターの業務の範囲）

第十四条 国立循環器病研究センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。
 一 循環器病に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

（循環器病に係る医療に関する医療の範囲）

第十五条 国立精神・神経医療研究センターは、第三条第三項の目的を達成するため、次の業務を行う。
 一 精神・神経疾患等に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

（精神保健に關し、調査及び研究を行うこと。）

四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に關し、技術者の研修を行うこと。
 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
 六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲）

（国立長寿医療研究センターの業務の範囲）

第十六条 国立成育医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。
 一 成育に係る疾患に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

（成育に係る疾患に関する医療の範囲）

第十七条 国立長寿医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行う。
 一 加齢に伴つて生ずる心身の変化に關し、調査及び研究を行うこと。
 二 加齢に伴う疾患に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

（加齢に伴う疾患に関する医療の範囲）

四 加齢に伴う疾患に係る医療に關し、技術者の研修を行うこと。
 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の範囲）

第十八条 各国立高度専門医療研究センターは、第六条の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
 一 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うこと。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。）

二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用）

（積立金の処分）

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条まで（第十八条を除く。）に規定する業務の財源に充てることができる。

国立高度専門医療研究センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關する事項は、政令で定める。

（長期借入金及び債券）

第二十一条 国立高度専門医療研究センターは、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

前項に規定するもののほか、国立高度専門医療研究センターは、長期借入金及び債券の償還計画を立て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（償還計画）

第二十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による国立高度専門医療研究センターの長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証すことができる。

（債務保証）

第二十三条 第二十二条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立高度専門医療研究センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（償還計画）

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しよとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一項第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号又は第十七条第一号から

業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

第四章 財務及び会計

（積立金の処分）

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条まで（第十八条を除く。）に規定する業務の財源に充てることができる。

国立高度専門医療研究センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關する事項は、政令で定める。

（長期借入金及び債券）

第二十一条 国立高度専門医療研究センターは、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

前項に規定するもののほか、国立高度専門医療研究センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの債権者である。

それぞれ第十三条から第十七条までに規定する

第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。
 (財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

第一 第二十条第一項の承認をしようとするとき。

二 第二十二条第一項若しくは第五項又は第二十三条の認可をしようとするとき。

(財政上の配慮)

第二十六条 国は、国立高度専門医療研究センターの業務の特性にかんがみ、国立高度専門医療研究センターにおける調査、研究及び技術の開発(以下「研究開発」という。)の進捗状況を踏まえつゝ、国立高度専門医療研究センターの研究開発を行う能力の強化並びにその研究開発の効果的な推進及びその成果の普及を図るため、必要な財政上の配慮をするものとする。(主務大臣等)

第二十七条 国立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。(他の法令の準用)

第二十八条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターを国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十九条 第三十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした国立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一 国立がん研究センターにあっては第十三条及び第十九条、国立循環器病研究センターにあつては第十四条及び第十九条、国立精神・神経医療研究センターにあっては第十五条及び第十九条、国立成育医療研究センターにあつては第十六条及び第十九条又は国立長寿医療研究センターにあっては第十七条及び第十

九条に規定する業務以外の業務を行つたと

き。

二 第二十条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第二十二条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十三条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

附 则 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定

公

布の日

(国立高度専門医療研究センターの成立)

第二条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行時に成立する。

2 国立高度専門医療研究センターは、通則法第十六条の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第三条 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)

第十六条第一項に規定する国立高度専門医療セ

ンター(以下「旧センター」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、國

立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、國立高度専門医療セ

ンターの役員となるものとする。

第四条 前条の規定により國立高度専門医療研究センターの職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第六百二十号)第八十二条

第二項の規定の適用については、國立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により國家公務員

員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第一 国立がん研究センターにあっては第十三条及び第十九条、国立循環器病研究センターに

あつては第十四条及び第十九条、国立精神・神経医療研究センターにあっては第十五条及び第十九条、国立成育医療研究センターにあつては第十六条及び第十九条又は国立長寿医療研究センターにあっては第十七条及び第十

家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二条)に基づく退職手当は、支給しない。

2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しないとするときは、その者の国家公務員退職手当の規定により引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日前に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員となつた場合における子どもの手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除く。が、国立高度専門医療研究センターの成立の日のにおいて平成二十二年度等における子どもの手当の支給に関する法律第四条に規定する要件に該当するときは、その者に対する子ども手当の支給に關しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第六条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む)に対する認定の請求があつたものとみなす。この場合において、その認定の請求があつたものとみなされた子ども手当の支給は、同法第七条第二項の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際の際現に存する国家公務員法第百八条の第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、

2 前項の規定により法人である労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

第一のものは、国立高度専門医療研究センターの成

立の日から起算して六十日を経過する日まで

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月七日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。